

令和3年度4月臨時補正予算（案）の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯の生活を支援するための国の特別給付金を支給する経費及び売上が大幅に減少した市内飲食業や旅行関連業者等に対し、市単独で事業継続のために緊急的支援を行う経費を提案する補正予算案です。

1 一般会計補正予算

(1) 現計予算額 110,700,000 千円

(2) 補正額 463,373 千円

【補正額の財源内訳】

国庫支出金 463,373千円

(3) 補正後の額 111,163,373 千円（対前年度4月臨時補正後 11,163,691千円増、11.2%増）

2 一般会計補正予算の主な内容

- 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 260,097千円
児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）及び住民税非課税の子育て世帯に対して、国の特別給付金を支給する経費
（補助率：国10/10）
・給付金額：児童一人当たり5万円
・支給開始時期：【児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）】令和3年5月中を目途に随時（予定）
【住民税非課税の子育て世帯】国から詳細が示されて以降随時（予定）
- 市内飲食業等緊急支援事業費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金） 203,276千円
令和3年1～3月の月平均又は4月単月の売上高が、前年又は前々年の月平均売上高と比較して50%以上減少した市内飲食業や旅行関連業者等を対象に、売上高に基づき給付金を支給する経費

※詳細は、別紙「令和3年度4月臨時補正予算（案）事業別概要」とおり口